

アワイチ ナショナルサイクルルート指定要件 自己評価シート（必須項目のみ）

1. ルート設定

要件：サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートであること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
ルートの延長	ルートの延長が概ね100km以上であること。 (ただし、離島、島しょ部は除く。)	○	150km
ルートの魅力	以下のいずれかを満たすルートであること。 ・地域を代表する観光地（歴史・文化・景勝地等）を有機的に連携していること。 ・国際的に著名な観光地を有機的に連携していること。 ・魅力的な景観の地域を通過していること。 ・複数の地形条件を通過して地形の変化を楽しむことができるルートになっていること。	○	洲本城跡等 鳴門海峡の渦潮等 明石海峡大橋等
ルートの安全性	自動車交通量が概ね10,000台/日以上で幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。 ※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。 また、都市部においては、ルートに平行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。	×	【資料1～3】 ※第1次指定ルート（ピワイチ）においても一部区間で未達成（今後、ルート変更や整備を実施）
	狭小幅員のトンネルを含まないルートとすること。 ※近くに代替ルートが無い場合は狭小トンネルを利用したルートでもやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で狭小トンネルである旨注意喚起すること。	○	該当無し
ルートの連続性	自転車で通行できない区間がないこと。	○	該当無し

2. 走行環境

要件：誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
走行環境の安全性	都市部（DID地区）においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置づけた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること（暫定形態を含む）。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。	×	【資料1】 ・洲本市街地のみ ・洲本市が自転車ネットワーク計画策定に向け、今年度協議会を設立 ⇒車道混在を検討
	郊外部（DID地区以外）においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自転車と分離された自転車通行空間が整備されていること（暫定形態を含む）。 ただし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上でかつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m以上）の幅員を確保すること。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。	×	【資料2】：10,000台/日以上 ・該当するR28号において、外側線の外側に1.0mの空間確保困難 ※ピワイチもR161号で困難 【資料3】：10,000台/日未満
	さらに、車道混在の場合は、100m程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に1.0m以上の幅員（排水施設等の幅員を除く）を確保することとし、自動車交通量が10,000台/日以上の場合は外側線の外側に1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m以上）の幅員を確保した上で100m程度の間隔で矢羽根を設置することとする。	○	・トンネルなし ・路肩の狭い橋梁部なし ・急勾配箇所は注意喚起看板を設置済み
	トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。	○	・県条例により義務付け（平成27年10月1日施行）
快適性	未舗装区間がないこと。	○	・未舗装区間なし
	自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付ける条例が制定されていること。	○	

2. 走行環境

要件：誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
ルートの案内	ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置されていること。 ・単路部：概ね5kmごと ・分岐部：必要箇所全箇所	×	
	ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置されていること。 ただし、河川区域などで設置できない場合は除く。 ・単路部：概ね5kmごと ・分岐部：必要箇所全箇所	△	・距離標は設置済み（R28号は10kmごと） ・案内看板は未設置（R2.3未までに設置予定）
	海外のサイクリストでも認識可能な多言語（日英2か国語以上）やピクトグラムでの案内となっていること。	△	
	ナショナルサイクルルート指定後に自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。	—	—

3. 受入環境

要件：多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
ゲートウェイの整備	ルートの存する域内にある主要アクセスポイント（空港、鉄道駅、道の駅等）に、必要な機能を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること。 【必要な機能】 ・レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能なこと ・必要な情報（ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート）が入手可能なこと ・必要な物品（タイヤチューブ、パーツ、携行食等）が購入可能なこと ・手荷物用のロッカー、着替えスペースが完備されていること ・空気入れ等の出発前の準備・調整に必要な工具の貸出があること	△	※全てを満たす施設はない ・岩屋ポ・ビル ・道の駅「東浦ターミナルパーク」 ・洲本バスセンター ・ウェルネスパーク五色 ・陸の港西淡 など
	ゲートウェイとルート間のアクセスルートが整備されており、そのアクセス方法もわかりやすく案内されていること。	△	

※NCR指定の3ルートは充実

3. 受入環境

要件：いつでも休憩できる環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
サイクルステーション（休憩施設）の整備	サイクリストが必要とする機能を備えたサイクルステーションがルート上に概ね20kmごとに整備されていること。 ただし、河川区域などで困難な場合は、ルートの近くでもやむを得ないものとする。 【必要な機能】 ・トイレが利用できること ・空気入れの貸出しをしていること ・水分補給（自動販売機・飲料水の提供）が可能であること ・休憩スペース・設備（屋根付きのテーブル・椅子）があること ・サイクルラックが設置されていること ・必要な情報（ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート）が入手可能なこと	△	・南部で20kmを越える区間あり ※全てを満たす施設は数カ所のみ ・コンビニ、道の駅等

※NCR指定の3ルートは充実

3. 受入環境

要件：サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
サイクリスト向けの宿泊施設	ルート直近にサイクリストが必要とする機能を備えた宿泊施設が概ね60kmごとにあること。 【必要な機能】 ・室内（フロント、ロビー、客室等）で自転車の預かり・保管が可能であること ・フロント等にて荷物の保管が可能であること ・洗濯が可能であること	○	【資料4】 ・一部区間距離が70km ⇒今後、洲本市街地等のホテルで対応を進める

※NCR指定の3ルートは充実

3. 受入環境

要件：緊急時のサポートが得られる環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
緊急車両進入路	緊急時の事故対応等のため、自転車専用道路等に緊急車両の進入が可能な環境が整備されていること。または、概ね2kmごとにアクセスが可能な環境が整備されていること。	○	該当無し
緊急時連絡サポート	緊急時の連絡体制やサポート可能な施設情報がルートマップ及びホームページなどに記載されており、サイクリストが困らない情報提供がなされていること。	○	・マップ及びHPで情報提供

※NCR指定の3ルートは充実

4. 情報発信

要件：誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
情報発信	ホームページ、SNS及びパンフレットなどで以下のような必要な情報発信をしていること。 <情報の内容> ルートの紹介（写真や動画等）・地域の魅力・文化、地域の拠点・立寄スポット・周辺の観光スポット、ルートの経路・距離・高低差・勾配・路面状況・危険箇所、利用者別等推奨コース、アクセス方法（公共交通アクセス等）、ゲートウェイの場所と機能、サイクルステーションの場所と機能、レンタサイクル・宿泊施設・Wi-Fi利用環境・ルートで利用できるサイクルトレイン等・ガイドツアー・緊急時サービス（自転車修理、医療施設等）・自転車宅配・荷物輸送等サービス情報、マップのダウンロード、GPSデータのダウンロード	○	・県及び観光協会HPにおいてサイクリングマップを掲載のみ ・今年度、ポータルサイトを整備
ルートマップ	インバウンドに対応した多言語（日英2か国語以上）で情報発信をしていること。	○	・R1.11.22 3カ国語対応(日、英、中)
ルートマップ	以下のような内容が記載されたルートマップが作成されていること。 <記載内容の例> ルートの経路・距離・高低差・勾配・路面状況・危険箇所、利用者別等推奨コース、ゲートウェイの場所と機能、サイクルステーションの場所と機能、地域の拠点・立寄スポット・周辺の観光スポット、ルートの紹介（写真等）、レンタサイクル・宿泊施設・Wi-Fi利用環境・ルートで利用できるサイクルトレイン等・ガイドツアー・緊急時サービス（自転車修理、医療施設等）・自転車宅配・荷物輸送等サービス情報、アクセス方法（公共交通アクセス等）、ホームページ等のURL	○	
ルートマップの入手	インバウンドの旅行者でも理解できるものであること。	○	英語版を作成し、HPで公開済
ルートマップの入手	以下のような場所で容易に入手できること。 <入手場所> 観光案内所、サイクルステーション、複数の交通拠点（道の駅、鉄道の駅、空港、フェリーターミナル、バスターミナル等）、宿泊施設	○	
ルートマップの入手	データをホームページ上にアップし、PCまたはスマートフォンで閲覧できるとともに、PDF等でダウンロード可能であること。	○	

※NCR指定の3ルートは充実

5. 取組体制

要件：官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要な取組体制が確立されていること

評価項目	評価基準	アワイチ	
		評価	状況等
取組体制	官民が連携し一体的に協議・検討・議論を行う常設の協議会、事務局が設置されていること。 ※協議会メンバーに国・都道府県・市区町村と道路管理者・観光部局、観光地域づくり法人（DMO）等、必要に応じて警察、鉄道会社・バス会社等が含まれた体制で設置されていること	○	・R1.6.5：第1回協議会 ・R1.8.23：第2回協議会 ・R3.12.26：第3回協議会 ⇒今後も継続して実施
取組体制	上記の協議会が定期的に開催されていること。	○	
地方版自転車活用推進計画への位置づけ	指定されたナショナルサイクルルートに関する水準維持等に向けた取組内容を都道府県・政令市の地方版自転車活用推進計画に具体的に位置づけること。 <計画への記載内容> ・ナショナルサイクルルートの指定水準を維持するための具体的な施策と方針 ・ナショナルサイクルルートの認知度向上のための情報発信 ・更なる環境向上に向けた施策の展開方針 ・走行環境 ・受入環境 ・魅力づくり ・情報発信 等	△	・R1年度内に策定予定